

ペット業界で働くひとのための情報誌

ZPK会報



2025 December Vol.76

ペットプロフェッショナル

# Pets Professional

特集

基準省令の改正  
新基準案の全貌

会員サービス  
らくらく犬猫管理アプリ



あんしんペット台帳

● 誌上セミナー

やさしさ 繁殖学のキホン  
なるほど!! ペットの法律・トラブルQ&A  
知りておきたい労務の視点

本誌最新号は  
ホームページで公開中!

一般社団法人 全国ペット協会  
<https://zpk.or.jp>

## 環境大臣より ご挨拶



環境大臣  
石原 宏高

一般社団法人全国ペット協会の皆様におかれましては、日頃より動物愛護管理行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

環境省では、昭和48年に制定された動物愛護管理法に基づき「人と動物の共生する社会」の実現に向けた取組を推進しております。同法の制定以降、議員立法により累次改正されていることからも分かるとおり、人と動物の関係性、動物に対する国民や社会の考え方・関心も大きく変容してきています。「ペットは家族の一員」という認識も、今では当たり前のように定着しつつあります。

このような現代において、ペットに関わる事業者の皆様には、法令を遵守していたことは当然のことながら、動物のプロフェッショナルとして、飼い主をはじめ動物を取り扱う様々な主体の模範となり、動物の適正飼養を国民や社会全体に広める指導的な役割を果たしていくことを期待しております。その際には、令和元年に新規登録を行った「動物看護師」など、より専門的な知識・技術を有する人材と連携いただくことも有意義であると考えております。

環境省では、昭和48年に制定された動物愛護管理法に基づき「人と動物の共生する社会」の実現に向けた取組を推進しております。同法の制定以降、議員立法により累次改正されていることからも分かるとおり、人と動物の関係性、動物に対する国民や社会の考え方・関心も大きく変容してきています。「ペットは家族の一員」という認識も、今では当たり前のように定着しつつあります。

# Pets Professional

12

December 2025  
Vol.76

### 特集 1

基準省令の改正 新基準案の全貌 5

### 特集 2

今度は飼い主さんの“お悩み”  
3200人分集めました 8

### info

ZPK宣言を作成しました 4

### 誌上セミナー

ペットの法律・トラブル Q&A 13

やさしい繁殖学のキホン 14

知っておきたい労務の視点 21

### License

家庭動物管理士インタビュー 18

家庭動物管理士試験・更新のお知らせ 19

### Information

代議員会開催ほか 20

ペット業界イベントカレンダー 22

### PR

アイペット損害保険（株） 24

# 世界に誇れるペツト大国日本へ

の時代になると確信しております。  
全国ペツト協会といたしましては、ペツト関連事業者の皆様がより一層まい進いた  
だけるよう、また、ペツトオーナーの皆様  
がペツトとともに幸せをご享受できるよ  
う、より一層のお手伝いをさせていただき  
ます。皆様のご理解とご協力を心よりお願  
い申し上げます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧

年中は会員の皆様ならびに関係所管庁様、  
ペツト関連各団体様には大変なご尽力を賜  
り、心から御礼申し上げます。

現在の「動物の愛護及び管理に関する法  
律」が改正されたのは2019年のことで  
す。翌年から段階的に施行されてきました。  
最初の施行となつた2020年から数えれ  
ば、今年は7年目を迎えることになります。  
同法は改正から5年をめどに施行状況を見  
直し、必要があれば改正されることとなっ  
ています。昨年は、いつ改正されるのか、  
何が変わるのかというお声をたくさんいた  
だきました。

現在、犬猫に新たな個体管理台帳の導入  
などの議論が各所で進められております。

これとは別に、省令の改正で、第一種動物  
取扱業者が遵守しなければならない基準も  
変わらうとしています。2026年内にも、  
犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準が  
数値基準を含め、具体化される見通しです。  
法令の改正が行われるということは、変  
えてなくてはならない理由があるからです。

動物たちにとって、あるいは、ペツトオーナーの皆さまにとって望ましくない状況が  
今も一部で存在していると指摘されています。そうした指摘に、我々事業者は真摯に  
向き合わなければなりません。また、課

題をクリアするための法令改正議論には、  
我々事業者が関わり、より現実的で、実効  
性のある対応となるように進めていかなけ  
ればならないと考えています。

ここ数年、ブリーダーの皆様をはじめと  
して、ペツト産業は経済的に厳しい時期が  
続いています。しかし法令遵守はもちろん、  
尊い命がペツトオーナーのもと、健康で幸  
せに暮らせるよう、我々の「進化」が求め  
られている時期であることもご理解ください。

ペツトとの幸せな暮らしを支えるため、  
日本では、これまでも様々な取り組みが進  
められてきました。その結果、諸外国とは  
異なる発展を遂げた分野もあります。その  
歩みを止めず、より一層進めることで、日  
本がペツト大国と呼ばれる日が必ず到来し  
ます。これからが日本のペツト業界の飛躍

一般社団法人全国ペツト協会  
会長 小島 章義



発行：一般社団法人全国ペツト協会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-2-2-1F

TEL : 03-6206-9684 FAX : 03-6206-9685

<https://zpk.or.jp> [info@zpk.or.jp](mailto:info@zpk.or.jp)

制作・編集：(株) PetJobs

発行日：2025年12月29日

表紙の写真：KDC 空港ドッグセンターなんば店 N.M.さん  
ご協力ありがとうございました。

全国ペツト協会は、①ペツト業界の発展及び社会的地位の向上 ②人とペツトが共生できる社会環境の構築 ③動物愛護精神の啓発活動に業務を通じて貢献すること——を目指しています

## 倫理規定

# ZPK 宣言を作成しました

全国ペット協会は2021年10月15日に開いた通常総会で、人とペットの共生社会の実現を目指し、第一種動物取扱業者が果たすべき役割や責任についてまとめた「ZPK宣言」を作成しました。会員の皆さんにおかれましては、この宣言をご理解のうえ、人とペットの共生社会を目指し活動いただけますようお願いいたします。

全国ペット協会の倫理規定としては、2003年の動物愛護週間の中央行事「動物愛護シンポジウム」で発表した「2003ペット小売業宣言」がありました。この度、この宣言を改訂しました。

最初の宣言を発表してから、何度かの法改正があり、業規制が強化されてきました。その背景には、動物取扱

業者による不適切な飼養などがあると言われています。一部の悪質な事例が報道されたり、インターネット上を騒がすることで、動物取扱業者への社会的な信頼が損なわれており、このままでは、人と動物が共生する社会に不可欠な動物のプロフェッショナルとしての存在が危ぶまれるとの思いから、宣言の改訂を行いました。



## ZPK 宣言

### ～人とペットの共生に向けて～

一般社団法人全国ペット協会（ZPK）およびその会員は、命あるペットの適正で健全な販売、飼養・管理など、第一種動物取扱業者としての責任を果たすとともに、飼い主に適切な飼養・管理方法をわかりやすく説明し、飼い主としての責任の重大さについて理解を深めていただくことに努め、地域とも連携し、人とペットの共生社会の実現を目指します。

以上の理念のもとに、私たちは次のことを誓います。

1. 人とペットの健康と安全の確保に努めます。
2. 命あるペットに携わる業としてふさわしい職業倫理の醸成と確立に努めます。
3. 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び関連法規の遵守ならびに関係行政機関との連携・協力を推進します。
4. ペットのエキスパートとして、ペットの適正な飼養・管理に関する最新の知識や技術の習得に努め、実践していきます。
5. 飼い主からの相談や苦情に適切に対応できる体制づくりを進めます。
6. 会員同士が互いを高め合い、飼い主が安心してペットを購入でき、飼い主とペットとの幸せな暮らしを支える体制づくりを進めます。

## 特集 基準省令の改正

# 新基準案の全貌

## 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準

2021年に施行された犬猫の飼養管理基準に続き、犬猫以外の哺乳類についても新たな飼養管理基準が導入されようとしています。うさぎやハムスター、モルモットのケージサイズの数値化など、複数の規制が具体化される予定です。現在、環境省の部会等で検討が進められており、来年4月以降に決められる見通しです。



### 規制強化の背景と流れ

#### 哺乳類の飼養管理基準の具体化

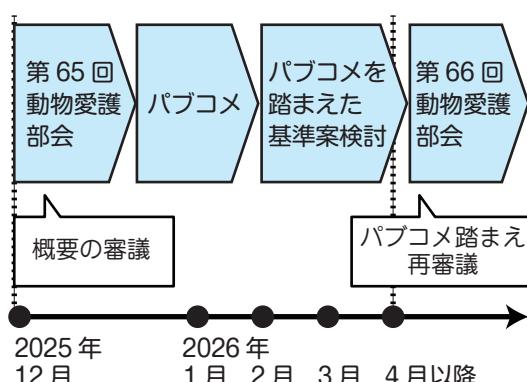
犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準づくりが大詰めを迎えています。環境省で検討が始まったのは2022年のこと。犬猫の飼養管理基準が公布された2021年の翌年からスタートしています。専門家からなる「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」で4年におよぶ検討の末、基準案がまとめられました。

背景には2019年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」があります。改正法で、動物取扱業者の遵守基準に定める7つの項目が明記されました。飼養施設の構造や規模、従業員の人数、展示や輸送の方法に関するなどです。犬猫の基準策定以降、それ以外の動物種でも数値化やより具体的な基準が求められていました。

基準案は、第一種動物取扱業で取扱いの多い動物を中心に検討されてきました。狭いケージで飼養されているなど、指摘されていた問題点

に対応した様々な基準案が作られています。年内にも、この基準案のパブリックコメントが始まる予定です（原稿執筆時）。2026年4月以降に中央環境審議会の動物愛護部会で、パブコメを踏まえた案が審議されたのち、すみやかに基準が改正される見通しです。

#### 省令改正スケジュール（予定）



# 犬 猫 哺乳類

# ・新基準案の概要

第65回動物愛護部会（2025年12月3日）で諮問された基準案のポイントをまとめています。改正時には、犬猫以外の哺乳類も同様に基準の解説書も作成される予定です。

## ケージ等の規格、運動の確保

### ケージ等の一部は数値化

うさぎ、ハムスター、モルモットについてはケージ等の大きさに関する基準が数値化される予定です。様々な文献やデータ、イングランドの法令などを参考に作られた案です。それぞれ頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さ）をもとに、必要な広さや面積が決まります。下図をご参照ください。

これらの動物種以外は数値基準の導入はありません。しかし、取扱数の多い動物<sup>\*</sup>は、解説書で日常的な動作を行うためにどのような広さや空間が必要となるか、可能な限り具体的な内容が示される予定です。

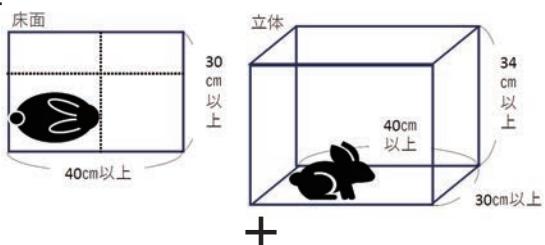
<sup>\*</sup>取扱数の多い動物として、シマリス、チンチラ、テグー、フクロモモンガ、ヨツユビハリネズミ、フェレット、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシが挙げられています。

## うさぎ

### ① 1頭あたりのケージ等の規格

- ・幅 = 頭胴長の2倍以上
- ・奥行 = // の1.5倍以上
- ・高さ = // の1.7倍以上

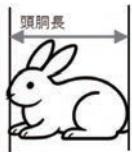
### ■ 頭胴長 20cm の場合



### <長期飼養<sup>\*</sup>の場合>

推奨スペースを参考に【運動ができるより一層の広さ・空間での飼養】または【適切な頻度と時間、十分に運動できる状態に置く】ことが求められる。

<sup>\*</sup>長期飼養：ブリーダーやペットショップでの飼養管理も長期飼養に該当する



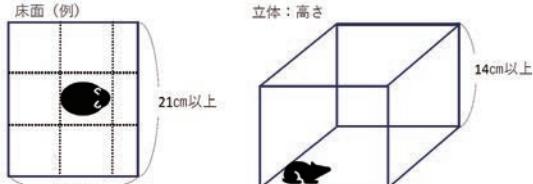
## ハムスター

### ① 1頭あたりのケージ等の規格

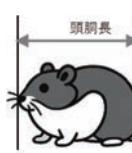
- ・床面積 = 頭胴長<sup>2</sup> × 7.5 以上
- ・高さ = 頭胴長 × 2倍 以上

### ■ 頭胴長 7cm の場合

(1頭あたりの床面積 =  $7 \times 7 \times 7.5 = 367.5\text{cm}^2$  以上)



<sup>\*</sup>長期飼養の場合も同様で OK



## モルモット

### ① 1頭あたりのケージ等の規格

- ・床面積 = 頭胴長<sup>2</sup> × 6 以上
- ・高さ = 頭胴長 × 1.5倍 以上

### ■ 頭胴長 10cm の場合

(1頭あたりの床面積 =  $10 \times 10 \times 6 = 600\text{cm}^2$  以上)



<sup>\*</sup>長期飼養の場合も同様で OK



<sup>\*</sup>高さは①と同じ

環境省 第65回動物愛護部会 資料をもとに作成



今度は



# 飼い主さんの “お悩み” 3200人分 集めました

全国ペット協会では、2022年3月から2024年3月までの期間、ペットショップで犬もしくは猫を購入した方を対象に、「ペットとの暮らしを豊かにするアンケート調査」を実施しました。

その目的は、ペット（犬猫）と暮らしていく上での飼い主の悩みを調査し、ペットショップが果たすべき役割を明確にすることです。

アンケートでは、「飼育上の問題が生じているか」「何が問題なのか」、「相談先や解決の状況」など主に悩みを中心に回答時点の状況を質問しています。

調査の結果、飼育上の困りごとや相談先、解決状況を明らかにすることででき、さらにペットショップの相談窓口としての役割や有用性も確認することができました。今回の特集では、12月に公開した調査事業報告書の一部を抜粋し編集したものをお掲載いたします。

◆  
本調査を行う上で当協会は、獣医

## 相談窓口としての ペットショップの役割

「一般社団法人全国ペット協会調査事業アドバイザリーボード」を立ち上げ、調査内容や方向性等について話し合いを重ねてきました。得られた情報は会員様の業務改善だけでなく、人と動物の共生社会づくりの一助にしていきたいと考えています。なお、調査概要や結果の全てをご覧になりたい方は、当協会Webサイトからもご覧いただけます。

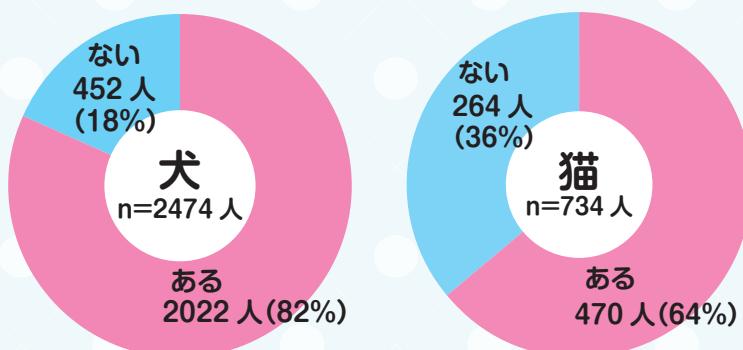
### ■ 調査概要

調査エリア	全国
調査対象	ペットショップ（調査協力店／36社534事業所）にて犬もしくは猫を購入した消費者
調査方法	2022年3月10日～2024年8月31日に渡り、調査対象者に対し、犬猫の購入直後にペットショップの店頭にて、アンケートの協力について口頭で依頼しメールアドレスを収集した。2024年11月22日に、協力を得られた対象者の中から購入後3か月を経過した26,558人に対して、メールにて回答を依頼。回答は、WEBアンケートフォーム経由で実施した。
調査内容	アンケート回答時点の状況について、飼育上の問題が生じているかどうか、どのような点が問題になっているか、相談先、解決の状況、購入の計画性について確認した。
調査期間	2024年11月22日～2024年12月6日

## ④ ペットショップから犬か猫どちらをお迎えしましたか？



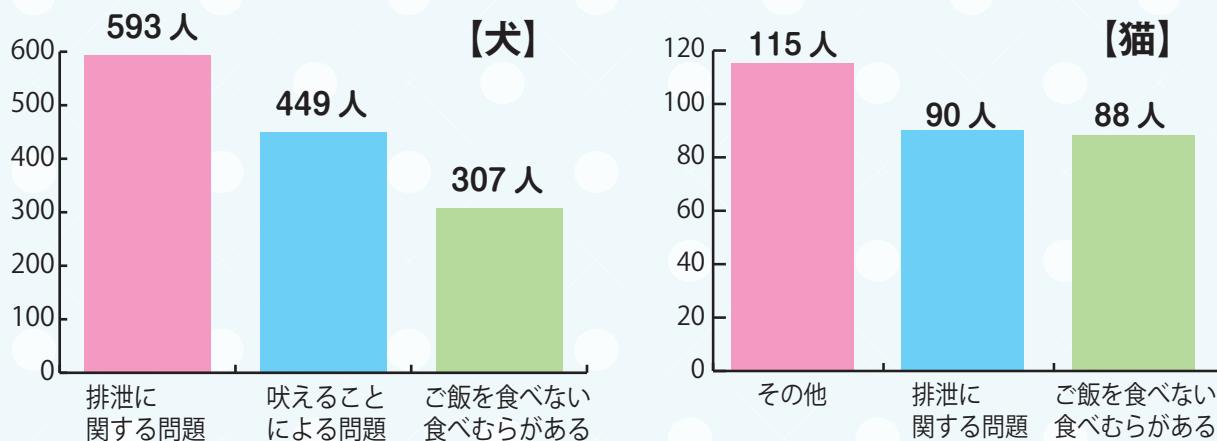
## ⑤ ワンちゃんネコちゃんを飼育する上で悩みはありますか？



犬猫を問わず多くの方が飼育する上で悩みを抱えています。

割合でみると犬が全体の約8割(2474人中2022人)、猫が全体の約6割(734人中470人)を占めていることから、犬の飼い主が悩みを抱える傾向にあるようです。

## ⑥ 一番の悩みを教えてください



一番の悩みを上位3つ並べました。犬では、①排泄、②吠え、③ご飯の順で、猫については、①その他、②排泄、③ご飯の順でした。猫の「その他」については、「ブラッシングやハミガキができない」、「あまり懐かない」、「コードをかじったり家具を引っ掻いたりする」という内容でした。

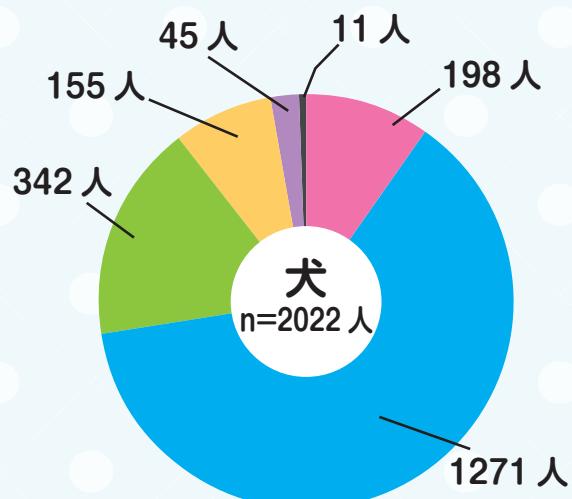


※上位3つ以降の悩みは以下の通りです。

■犬：④咬む／唸る／攻撃的であることによる問題(282人)、⑤その他(189人)、⑥健康状態が良くない／継続的な治療が必要な状態である(84人)、⑦同居犬／同居猫等の同居動物と相性が良くない(43人)、⑧留守番ができない(36人)、⑨屋外を怖がる／怖がるため散歩に行けない(18人)、⑩雪や風雨などを怖がる(12人)。無回答(9人)。※ n=2022人

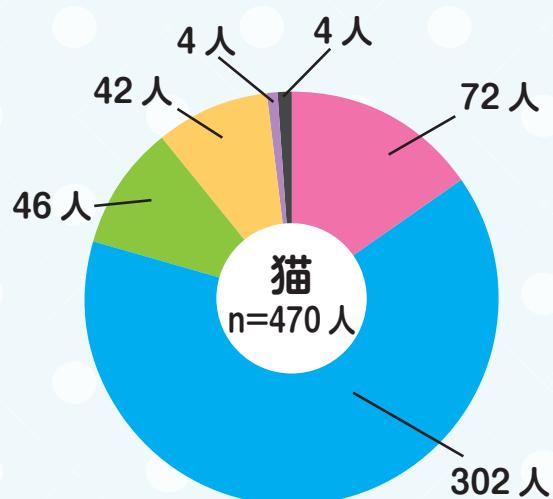
■猫：④健康状態が良くない／継続的な治療が必要な状態である(62人)、⑤咬む／唸る／攻撃的であることによる問題(55人)、⑥同居犬／同居猫等との相性が良くない(41人)、⑦吠えることによる問題(6人)、⑧留守番ができない(4人)、⑨雪や風雨などを怖がる(3人)、⑩屋外を怖がる／怖がるため散歩に行けない(3人)。無回答(3人)。※ n=470人

## ④ 悩み事についてどれくらい悩みましたか？



- 飼育上の悩みはほぼ感じていない
- 手放すことを考えたり、生活に支障が出るほどではないが、深刻に悩んだ
- 手放すことも考えるほどに悩んだ

悩みの深刻度については、比較的軽いものが多く、犬猫共に、「深刻とまでは思わないが、多少悩んでいた」が約 60% でした。しかし、残りの約



- 深刻とまでは思わないが、多少悩んでいた
- 手放すことを考えたり、生活に支障が出る程度に深刻に悩んだ
- 無回答

40%の飼い主が深刻に悩んでいるようです。数は少ないものの「手放すことを考えるほどに悩んだ」という方もいました。

## ⑤ 実際に相談しましたか？



悩みを抱えている方に実際、相談したかについて、悩みの深刻度別で実施状況を見てみると、「深刻とまでは思わないが、多少悩んでいた」では犬



猫共に約 50% でした。悩みの深刻度が高まるに連れて、相談をしている方が多くなる傾向にあるようです。

## ④ 悩みの相談先と最も役に立ったと思う相談先

犬の飼い主が飼育上の悩みを感じた際に、相談する相手として最も多かったのは、獣医師でした。以下、知人・友人、ペットショップ、家族へ相談するケースが続いています。

さらに「その相談先が最も役立った」の割合をみると、しつけ教室・トレーナー、獣医師が高い傾向を示しています。



相談先	最も役立ったと答えた人数／相談者数	相談先	割合
獣医師	322人／483人	しつけ教室・トレーナー	85.0%
知人・友人	177人／395人	獣医師	66.7%
ペットショップ	157人／340人	ペットショップ	46.2%
家族	107人／323人	知人・友人	44.8%
しつけ教室・トレーナー	164人／193人	家族	33.1%



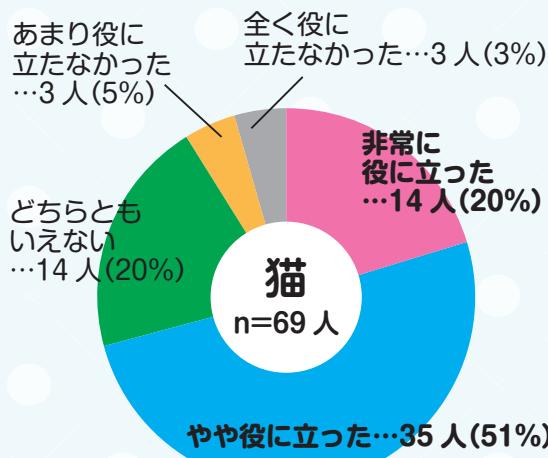
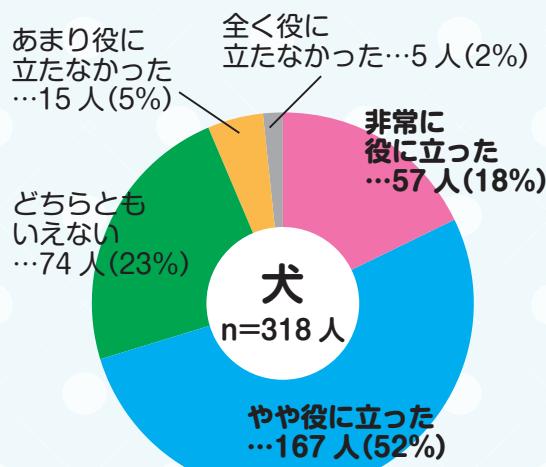
一方、猫の飼い主が飼育上の悩みを感じた際に、相談する相手として最も多かったのは獣医師で、以下、知人・友人、家族、ペットショップが続きました。「その相談先が最も役立った」と答えた割合をみると、獣医師が高い傾向にあります。

相談先	最も役立ったと答えた人数／相談者数	相談先	割合
獣医師	146人／158人	獣医師	92.4%
知人・友人	30人／76人	家族	41.3%
家族	31人／75人	知人・友人	39.5%
ペットショップ	13人／47人	ペットショップ	27.7%

これらの結果から、獣医師やトレーナーといった専門性の高い相談先ほど「役立った」と感じる割合が高いことを示しています。



## ④ ペットショップへの相談は役に立ちましたか？



ペットショップに相談した飼い主を対象に、どの程度役に立ったかを聞いたところ、犬猫共に「非常に役に立った」「やや役に立った」と回答しており、約70%の飼い主が役に立ったと評価していました。その理由としては、「専門的な知識があった」

「知識が豊富だったから」「アドバイスが的確だった」などとのことです。

役に立たなかったと回答した方の理由としては、「実行したが改善されなかった」「成長すれば治るといわれたものが治らなかった」などでした。

## “販売の場”から“飼い主支援の拠点”へ

先行調査では、悩みを抱えながらも相談をしていない、あるいは相談先が分からぬる飼い主が一定数いることが確認された。これを受け第2回調査では「ペットショップの相談窓口としての役割」に焦点を当てた。その結果、飼い主の悩みの実態と、共生社会の実現に向けてペットショップが果たすべき行動の方向性が明らかになった。

まず、犬では81.7%、猫では64.0%の飼い主が何らかの悩みを抱えており、その多くは軽度であったが、約10%は生活に支障を感じるほど深刻に悩んでいた。悩みが深刻なほど相談率は高く、相談を行った飼い主ほど解決を実感していることから、早期把握と早期支援の重要性が示された。

ペットショップは「身近なアドバイザー」として一定の機能を果たしている。実際、相談した飼い主の約7割が「役立った」と回答し、知識や具

体的な助言が評価されている。しかし「最も役立った相談先」としての評価は獣医師やトレーナーに比べて低く、特に猫では3割以下にとどまる。これは悩みの内容によって専門性が求められる場面で他の相談先より劣る傾向を示している。

今後、ペットショップは「販売の場」から「飼い主支援の拠点」へと進化する必要がある。そのためにはスタッフ教育による助言スキルの向上、獣医師やトレーナーとの連携強化、そして社会への認知度向上が不可欠である。さらに、販売後も定期的なフォローアップを行う仕組みを導入することで、悩みの変化や再発にも対応できる。

ペットショップは地域の「保健室」のように、日常的な不安に寄り添い、深刻な問題は専門機関へ橋渡しする存在となることが期待される。

※「ペットとの暮らしを豊かにするアンケート調査」第2回報告書  
アドバイザリーボードからのコメントより一部加工して掲載

### 調査報告書公開中

ペットとの暮らしを豊かにするアンケート調査報告書の詳細をご覧になりたい方は、右のQRコードからご覧いただけます。  
全国ペット協会のWEBサイトでも公開中です (<https://zpk.or.jp>)。



ペットホテルで預かったのですが、お客様が受け取りに来ません。どうしたらよいでしょうか？

お客様に連絡が取れる場合は、いつまでに引き取りにくるか確認しますよ

Q ペットホテルで預かったのですが、お客様が受け取りに来ません。どうしたらよいでしょうか？

このような相談がたまに寄せられます。都合が悪くなつたなどの原因で延長を繰り返すケースもあります。最終的に、お客様と連絡が取れなくなつてしまい、遺棄されてしまうケースも稀ですが存在します。万が一の場合には、ペットホテルの経営者としては預かった分を請求できないだけでなく、引き取り手のいないペットを抱えることにもなり、頭を悩ます問題です。

う。「いつ、誰が、誰に、何を」など、お客様との会話内容は記録しておくよにします。電話も繋がらず、手紙も戻ってきてしまふ、引っ越してしまつたといった場合は現地調査などもします。都合が悪くなつたなどの原因で延長を繰り返すケースもあります。最終親を探すなどで対応することになりま

す。

所有権に関わる問題は、慎重な対応が必要です。ショックとしてできるだけやつたが連絡が取れなかつたといえども、預かったときの経緯やペットの状態などから、客観的・合理的に見て飼い主がペットを遺棄した

「お預かり期間延長の場合は、必ずお預かり期間終了までにご連絡ください。ただし繁忙期など、ご希望に添えない場合もございます。」「お迎え予定日時に変更がある場合は、至急当店までご連絡ください。」など、基本的なルールも明記しておきましょう。

全国ペット協会では、これらの取り決めを盛り込んだ「ペットお預かり書（犬猫用）」をご用意しています。複式になっており、ご利用には入会が必要となる会員専用の商品ですが、日々の業務にお役立ていただけると思います。ぜひご活用ください。

取りに来ない場合の決まりを契約書に入れておきましょう。次のような規定は、抑止力としても働きます。

まずは引取り期限を過ぎた場合の料金について規定しておきます。例えば、「事前に連絡なく、お引き取りの期限に

# なるほど!!

ペットの法律・トラブル

# Q&A

気になる法律やトラブルを  
わかりやすく解説！

## 第36回 ペットお預かり時の契約を見直しましょう

執筆：全国ペット協会事務局  
監修：浅野明子 弁護士  
全国ペット協会顧問弁護士  
東京都出身。早稲田大学法学部卒。  
1999年、弁護士登録（第一東京弁護士会）。近著に「知って得する！ペットトラブル解決力アップの秘訣 38！」、「ペット判例集」（大成出版社）がある。

要です。

こうしたトラブルを防止するため、次のような対策が有効です。

### 連絡先を可能な限り確保する

まず基本的なことですが、初回利用の際は申込書に記載していただくだけではなく、免許証などで住所等を確認しましょう。免許証のコピーをとっておくと、警察に相談する際などにも身元が特定しやすくなりますし「身元が把握されている」という抑止力になります。

また、携帯電話のほか緊急時の連絡先として勤務先や家族などの連絡先を聞いておくのも良いと思います。なるべく多くの情報を聞き出しておくことをおすすめします。

「お預かり期間延長の場合は、必ずお預かり期間終了までにご連絡ください。ただし繁忙期など、ご希望に添えない場合もございます。」「お迎え予定日時に変更がある場合は、至急当店までご連絡ください。」など、基本的なルールも明記しておきましょう。

お引き取りがない場合は、正規料金の倍額のお預かり料金を頂きます」など、とすることも可能です。

所有権の放棄についても定めを設けましょう。「お引き取り期限から〇日間を経過してもご連絡なく、お引き取りがない場合は遺棄とみなします」という規定は、合理的な理由なく引き取らない場合、それはペットの遺棄という犯罪行為にあたるとみなすもの。いざとく時に警察に協力を求めやすくなりま

解説してほしい事例などを募集しています。ご希望の方は協会事務局まで。 E-mail : info@zpk.or.jp FAX : 03-6206-9685

犬＆猫のブリーディングに役立つ

やさしい

## 繁殖学のキホン



バイオ アート  
日本小動物繁殖研究所(Bio Art)は、遺伝子病検査サービス、繁殖サポート、犬・猫繁殖士認定制度の実施などにより、健康な犬・猫の流通に貢献する研究機関です。本連載では、Bio Art 所属の専門家の皆さんに犬・猫の繁殖に欠かせない知識を解説していただきます。

### 第6回

## ダブルセラ病② ～ダブルセラ病は予防が最重要～

一般社団法人 日本小動物繁殖研究所（Bio Art）獣医師 南 晶子

!

### 【ポイント1】

#### ダブルセラ病はなぜ問題となるのか？

- ①流産以外に特徴的な症状がなく、感染に気が付かない
- ②感染していても症状が出ていない場合があり、これらの犬も感染源となる
- ③感染すると治療することが難しい
- ④人にも感染する可能性がある

**1. ダブルセラ病が繁殖上で問題となる理由**  
前回の復習になりますが、ダブルセラ病を警戒すべき理由として、ポイント1の要因が挙げられます。このことをよく理解して、予防に取り組むことが重要です。

前回は、ダブルセラ病について、感染経路や症状などの基本的な情報を伝えました。今回は前回の内容を踏まえた上で、実際に発生したときの対処法や、予防について解説していきます。

### 2. 感染してしまったうどうする？

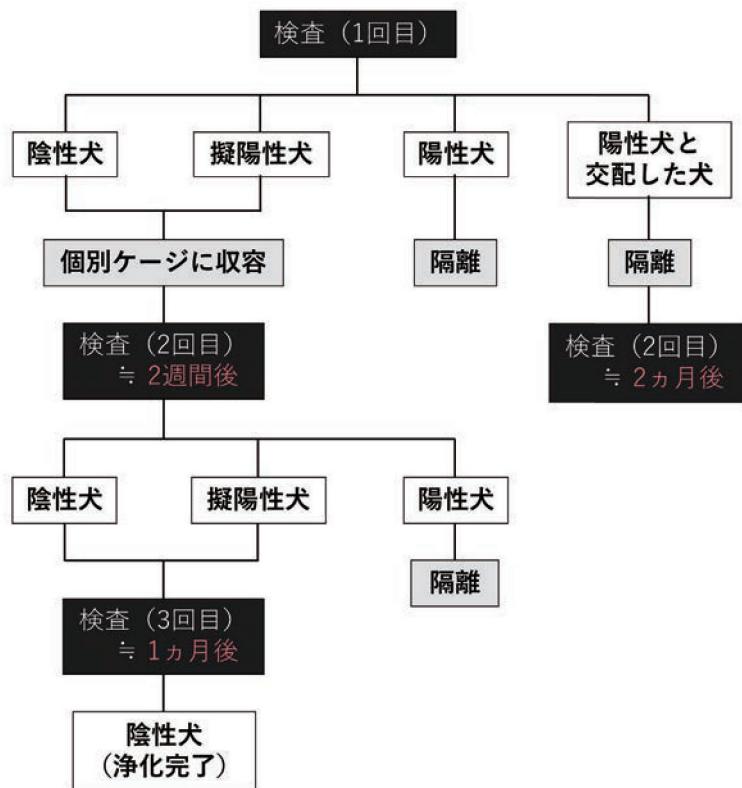
では、実際に感染が確認された場合には、どのように対処したら良いのでしょうか。前提を覆すことになりますが、ダブルセラ病の対処として最も重要なのは、「菌を犬舎に持ち込まない」こと、つまり予防を徹底することです。ダブルセラ病には、犬パルボウイルス感染症や犬ジストンパーのようなワクチンはありません。治療も確実ではありません。そのため、菌の侵入を徹底的に排除し、感染を予防することが非常に重要です。まずは犬舎内の犬を全頭検査し、現在、犬舎内に感染犬がないかを確認します。全頭が陰性であれば、犬舎内は清潔であると考えて良いでしょう。その後は1年ごとなど、定期的に全頭検査を行い、菌が侵入していないかモニタリングします。

図1は、犬舎の浄化を目指す手順になります。もし陽性犬がいた場合には、この浄化フローに従って、対応してください。上から順に解説していきます。

検査結果は、陽性、擬陽性（陽性とも陰性とも判定できないもの）、

陰性の3種類で出されます。前述のように、一度ブルセラ病に感染してしまうと、治療は非常に困難です。そのため、感染が確定した犬については、繁殖から外すことが望まれます。陽性犬を完全に隔離し、他の感染していない犬たちを守ることを考えましょう。陽性犬と交配したことのある犬も、感染している可能性がある

図1. 犬ブルセラ病浄化フロー



- ✓ 陽性犬は他の犬と完全に隔離する
- ✓ 陰性犬・擬陽性犬も個別に管理
- ✓ 食器などの共有はNG
- ✓ 消毒には消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用

高いので、検査結果に関わらず隔離をしてください。これらの交配犬は、犬ブルセラ菌に対する血中の抗体価が上昇してくる2カ月後に再検査を行います。

3回目の検査で全て陰性であれば、陰性犬は個別管理を終了し、犬舎は浄化が完了したと考えます。3回目の検査でも陽性犬や擬陽性犬が出るようであれば、もう一度同じ工程を行い、全ての犬が陰性になるまで繰り返します。

陰性犬と擬陽性犬は、今後陽性になる可能性がありますので、2週間後を目安に再検査を行います。この後をもって、陰性犬であつても、犬同士の接觸は避けるようにしてください。

接触は避け、個別ケージで管理してください。

2回目の検査結果が出たら、同様に、陽性、擬陽性、陰性で分けて管理を続けます。2回目の検査で陰性または擬陽性であった犬については、さらに約1カ月後に3回目の検査を行います。この時点で最初の検査から約1カ月半経っていますので、1回目の検査直前に感染した個体でも、血中の抗体は上がってきている（＝検査は陽性になる）はずです。もし

### 3. 外部からの菌の侵入を防ぐには？

犬舎内に感染犬がいなかっただけ（または浄化が完了した後）、外部からの菌の侵入を防げば、犬舎を清潔に保つことができます。外部から感染するパターンを、いくつかに分けて、検討してみましょう。

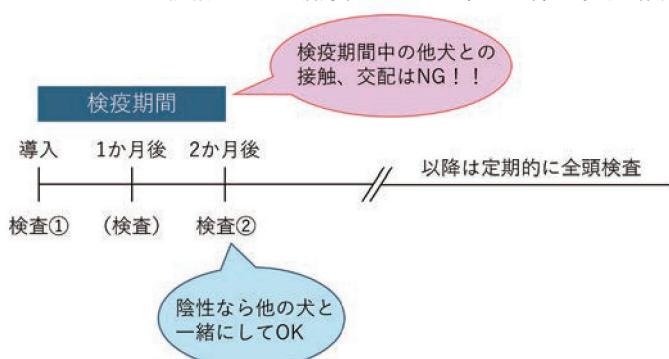
#### ・新しく犬を導入するとき（図2）

導入した犬が犬ブルセラ病に感染している可能性を考え、必ず検疫期間を設けます。今いる犬たちは離し、2カ月間、完全個別飼育を行います。このとき、導入直後と、検疫終了時の2回、できればその間に1回（1カ月ごとに計3回）検査を行います。導入から2カ月が経ち、検査が陰性であ

す。犬ブルセラ菌には、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムが有効です。個別管理や消毒作業が甘いと、浄化を目指している間にまた感染が広がってしまうことになりますので、しっかりと行うようにしてください。

図2. 外部から犬を導入した時の検疫と検査

大阪府犬ブルセラ病対策マニュアル（2009年）を参考に作成



お互い検査を行い、陰性であること  
を確認してから交配を行いましょ  
う。また、自然交配でなく人工授  
精を行うことも、感染防止に役立  
ちます。※自分が雄犬の飼育者、  
相手が雌犬の飼育者の場合。逆(自  
分が雌犬側)の場合は人工授精を  
行つても感染のリスクは変わりま  
せん。

• その他、別の犬舎の犬と接触する  
とき

最も望ましいのは、自分の犬舎  
内だけで犬たちの生活を完結させ  
ることですが、もし外の犬と接触  
する機会がある場合は、注意して  
ください。犬ブルセラ菌は流産時  
のオリモノと交配が主な感染経路  
ですので、他の犬の口やお尻を少  
し舐めたからといって、それだけ  
で感染することはあまりありません。  
検疫中は個別管理を徹底し、他  
の犬との接触、交配は行わないよ  
うにしましょう。

• 外交配を行うとき

犬ブルセラ病は交配によって感  
染しますので、外交配は注意が必  
要です。可能であれば交配前にお  
う。

お互い検査を行い、陰性であること  
を確認してから交配を行いましょ  
う。また、自然交配でなく人工授  
精を行うことも、感染防止に役立  
ちます。※自分が雄犬の飼育者、  
相手が雌犬の飼育者の場合。逆(自  
分が雌犬側)の場合は人工授精を  
行つても感染のリスクは変わりま  
せん。

• その他、別の犬舎の犬と接触する  
とき

最も望ましいのは、自分の犬舎  
内だけで犬たちの生活を完結させ  
ることですが、もし外の犬と接触  
する機会がある場合は、注意して  
ください。犬ブルセラ菌は流産時  
のオリモノと交配が主な感染経路  
ですので、他の犬の口やお尻を少  
し舐めたからといって、それだけ  
で感染することはあまりありません。  
検疫中は個別管理を徹底し、他  
の犬との接触、交配は行わないよ  
うにしましょう。

ポイント2に、犬ブルセラ病検査  
をするべきタイミングをまとめまし  
た。自分の犬舎で疑わしい犬がいる  
ときはもちろん、他犬舎で交配をし  
た犬が発症した、新しく犬を導入し  
た、といったときも、都度、検査を  
行うようにしてください。

最後に、Bio Artで実際に相談が  
あつた事例をご紹介します。なお、  
特定できないよう、一部内容を改変  
しておりますので、ご了承ください。

**背景**

外交配をした犬2頭が、妊娠55日  
頃で流産。犬ブルセラ病を疑い検査  
をしたところ、2頭とも陽性だった  
ため、全頭検査および浄化指導の依  
頼を受けた。

**経過**

検査①→7頭陽性、2頭擬陽性  
検査②（①から2週間後）→11頭  
陽性、6頭擬陽性

犬の数が多いこと、陽性率が高い  
ことから、以降2週間ごとに検査  
を行つた。また、犬同士の接触が  
ないよう、個別管理および衛生管  
理を指導した。

検査③→9頭陽性、5頭擬陽性  
検査④→1頭陽性、2頭擬陽性  
検査⑤→35頭陽性、1頭擬陽性

#### 結果

この犬舎では、残念ながら感染の  
終息には至らなかつた。その理由と  
して、以下の可能性が考えられる。

## 4. 実際の事例

### ①個別飼育が不完全だった

この犬舎では代表者、事務員、飼育員が分かれていたため、連絡事項がうまく伝わっていないことがあった。そのため個別管理や隔離ができるないのではないか、と思われる事象が度々起つた。例えば事前情報と違う犬を検査に連れてくる、伝えられたマイクロチップ番号が人により異なる、個体識別ができるいない、などといったことが頻発した。

### ②陽性犬を交配に用いていた可能性がある

上記のよう、個体識別があいまいであつたため、陽性の雄犬を交配に使用したのではないかと思われる事例があつた。これについても代表者と飼育員で意見が異なつており、真偽は不明であつたが、もし陽性の雄犬を交配に使用したのであれば、交配相手の雌犬に感染が広がつたと考えられる。

### ③陽性犬が問題なく出産したことか

#### ら、危機感が薄れた?

犬ブルセラ病に感染した場合、多くの例では妊娠後期で流産するか、たとえ子犬が産まれても出生直後に

死亡してしまう。しかし、中には正

常に出産し子犬も問題なく育つた、という報告もある（どのような機序で起るのかは不明である）。

この犬舎でも、検査で陽性と出ている犬が出産に至つた例が、複数件みられた。個体を間違えていたのか、検査結果が偽陽性（実際は陰性であるものが陽性と出た）だつたの

か、感染していたが出産に至つたのか、理由は不明である。しかし、これらの一例によつて危機感が薄れたのか、その後「検査で陽性だつたが交配を予定している」と、雌犬の黄体ホルモン測定を依頼してくる例が数件あつた。

Bio Artでは、犬ブルセラ病の検査を受け付けております（Bio Art会員限定）。また、実際に陽性犬が出てしまつたときの対応についてのご相談も受け付けておりますので、ご心配なことがございましたら、是非一度お問い合わせください。

最後に繰り返しになりますが、犬この犬舎には十分な広さと施設があつたため、隔離と個別飼育をしっかりと行つていれば、浄化は可能だつたと考えられる。しかし、大規模な故に情報の伝達がうまくいくつておらず、検査の漏れや個体識別ができない（できていない）例が多発しました。最終的には検査を終了しないまま、連絡が途絶えてしまつた。

上記のように、せつかく検査を行つても、その結果を上手く活かす

ことができなければ、犬ブルセラ病を浄化するためには、検査結果に応じて管理方法を随時変えていかなければなりません。また、検査が陰性でも、犬舎に陽性犬がいる間は、油断は禁物です。

Bio Artでは、犬ブルセラ病の検査を受け付けております（Bio Art会員限定）。また、実際に陽性犬が出てしまつたときの対応についてのご相談も受け付けておりますので、ご心配なことがございましたら、是非一度お問い合わせください。

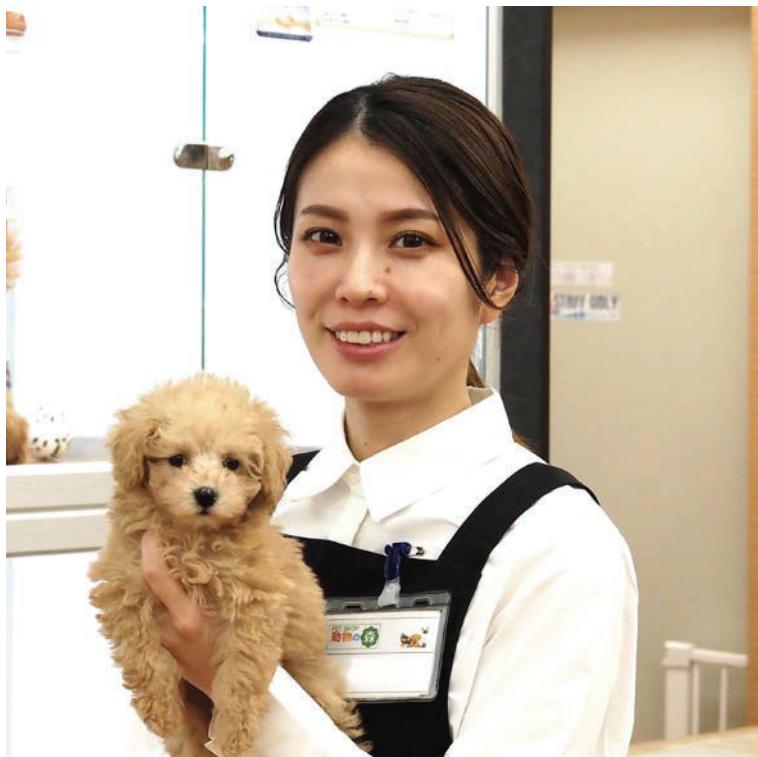
ブルセラ病は一度蔓延すると、収束させるまでには非常に時間も手間もかかります。「感染したらどうするか」ではなく、「感染させない、菌を持ち込まない」ことを第一に考えましょう。

第一線で活躍する家庭動物管理士にインタビュー。お仕事ぶりを拝見しました。

## KDC 空港ドッグセンター なんば店 (大阪府大阪市)

N.M. さん

歯科助手からペット業界に飛び込んで8年目になるNさん。同店より牛柄のロングコートチワワをお迎えし、メロメロな毎日を送っている。人の上に立つののが苦手と言うが、スタッフへの的確に指示を出し、率先して動き回る姿は、頼れるチーフそのもの。



### ペット業界に入ったきっかけは?

もともと全く別の仕事で、名古屋では歯科助手をやっていました。大阪への引っ越しを機に、心機一転、別の業界で働いてみようと思いまし

た。どんな仕事がいいだろうと考え

た時に、昔からワンちゃんを飼つている環境だったのでペットに関わる仕事だといなと思つたのがきっかけ

けです。

応募前に何店舗か視察して、一番雰囲気が明るく活発な印象を持った「なんば店」への応募を決めました。2017年から「なんば店」で働いています。アルバイトとして入社し、正社員を経て、現在はチーフという役職につかせていただいています。

### 嬉しい瞬間は?

接客してコミュニケーションを取りしていくなかで、「Nさんが言うんだつたらやつぱりこの子で間違いない」と言つていただけたり、「Nさんのおかげでこの子に会えて幸せです!」と声をかけてもらえた時です。自分のお客様ができる信頼関係を築けたことが嬉しい瞬間です。

ほかにも、送り出した子が併設している病院やトリミングをしにやつてくるので、お客様と一緒に成長を見守つていけるところも嬉しいと思っています。

### 今後の目標をお願いします

いちプレーヤーとして販売の場に立つて接客をしていくと同時に、スタッフの育成や店舗の運営を任される立場があるので、両立が目標です。任されたからには少しでも期待に応えたいので試行錯誤しています。上司に相談しながら動いてはいるのですが、全然まだまだだと感じます。背中で見せられたらいなとは考えているんですが、それだけじゃ伝わらない部分を、言葉でしっかり教育していくかないといけないのも難しいところです。

私の上司にあたるマネージャーが4月からなんば店に来てくださつていて、すごく力になつてくれています。その上司の姿を見ながら日々学んでいます。

**資格更新申請は2月27日必着です**

家庭動物管理士、有効期限と更新のお知らせ

家庭動物管理士資格は、3級は2年、2級は5年ごとに更新いただくなり、制度となっています。変化の激しいペット業界で活躍し続けていただくため、資格取得者の知識や技術の維持向上を目的としています。

解答をご記入のうえ、返送いただることで、更新手続きが完了となります。WEBからも、申請・確認テストの解答まで行えますのでご利用ください。テキストを読みながら、基本の確認テストに取り組むことで、知識の確認や新しい情報を効率的に学べるようになっています。

**更新はWEBから**

テキストが届いていない、または紛失してしまった場合は事務局までご連絡ください。

## 資格の更新手続きについて

### ●更新対象者

<3級>

- ・資格番号が 305、306、308、310、312、  
314、316、318、320、322、324 から始まる方  
< 2 級>
- ・資格番号が 214、216 で始まる方

※更新対象となる皆様には、10月中旬より更新関連資料を送付しております。届かない場合は事務局までお知らせください。

### ●更新申請のながれ（3級・2級共通）

- ① 更新料（3級＝1万円、2級＝1万5,000円）を入金のうえ、更新申請書に顔写真を貼る  
② 通信教育講座テキストを読み、巻末の確認テストを解答  
③ 更新申請書を事務局に返送  
④ 更新手続きが完了次第、順次資格証を発行します。

※更新後の有効期限は、3級＝2028年3月31日まで、2級＝2031年3月31日までです。

※更新後の有効期限は、3級＝2028年3月31日まで、2級＝2031年3月31日までです。

#### ●問い合わせ先

TEL.03-6206-9684 e-mail: info@zpk.or.jp

テキストの再送依頼はコチラ→



# 家庭動物管理士試験 11月に実施

鹿児島での開催です。各会場とも定員数を最大限確保していますが、お早めにお申込みください。

全国23会場で開催しました

家庭動物管理士試験が11月7日に

た。会場は札幌、仙台、埼玉、東京、

## スタッフのスキルアップに

博多、鹿児島、沖縄と、ZPK認定

され、1427人の合格者が誕生し

なお、合格者は1月14日までに資

す。手続きをお忘れなく！

卷之三

2月試験の募集開始  
全国10会場で

現在、2月6日に開催する家庭動物管理士試験の受験受付を行つています。2月は札幌、仙台、埼玉、東京、浜松、名古屋、大阪、広島、博多、

# 通常代議員会開催

## 定款変更や財産に関する議案を審議

一般社団法人全国ペット協会（以

下ZPK、会長・小島章義）は

2025年10月24日、TKP東京駅

カンファレンスセンター（東京・中

央区）で「2024年度通常代議員

会」を開催しました。議長は定款の

規定により小島会長が務めました。

代議員総数は22名で全員が議決権

行使（実出席14名、委任状1名、

書面表決7名）し、上程された全議

案が可決・承認されました。

第1号議案では、定款の一部変更

契約に関する規定」の追加です。理

事や監事が職務を行う上で、善意か

つ重大な過失がない場合に限り、損

害賠償責任を一定額に限定する契約

を結ぶようになります。この規定を盛り込むことにより、

役員が安心して職務に取り組める環

境を整え、優秀な人材を確保することを目的としています。

二つ目は「財産の種別ならびに基

本財産に関する規定」の追加です。

会員事業者の協力によって築かれた

資産を「基本財産」として明確に位

置づけ、公益事業を行うための安定

財源とすることとしました。この基

本財産をやむを得ず処分する場合には、理事会および代議員会の決議が

必要となる厳格な管理規定も盛り込まれています。



14名の代議員と理事らが出席して執り行われた

本議案は特別決議事項で、出席代

員会および書面表決を含む満場一致（22名）の賛成で可決されました。

第3号議案「2024年度決算の件」では、管理費の按分方法変更などの説明が行われ、監事による監査報告を経て、満場一致で承認されま

した。報告事項として「2024年度事業報告」「2025年度事業計画」「2025年度予算」が上程され、これらは定款に基づき既に理事会で承認されていることを報告し、代議員会でも了承されました。

## 2025動物感謝デーにZPKが出展

### 動物愛護週間中央行事との共催イベント

ZPKは動物愛護フェスタよこは

ま（10月19日）と2025動物感

謝デー in JAPAN World

Veterinary Day（世

界獣医師の日）（11月15日）の2つのイベントにブース出展しました。

ZPKでは来場者に「わんわん

にゃんにゃん母子手帳」と2026年版ZPKオリジナルカレンダーを

無料配布するとともに当会の活動を

アピールしました。

両日共に会場内の各ブースやステージでは、獣医師の仕事や動物の飼養に関する展示やイベントが行わ



横浜会場では災害時避難の体験コーナーが設けられた



横浜同様東京も終日賑わいを見せていた

た。

が楽しみながら参加していました。また、前年に引き続き防災にテーマとする展示も多く、ペツトとの避難などについて学ぶ姿が散見されました。



# 知っておきたい 労務の視点

—働く上のルールをなるべく分かりやすく解説します—

## 第2回 労働条件通知書を渡してますか？

執筆：一般社団法人 全国ペット協会 事務局／監修：社会保険労務士法人 トムズコンサルタント

**皆さんは**新しくスタッフを雇つた時、「労働条件通知書」を渡していますか？労働基準法では、労働者を雇つた際、「毎月〇万円で働いてください」、「1日〇時～〇時までの〇時間働いてください」、「休日〇日数は〇日です」というような「労働条件」を明らかにした書類を渡さなくてはなりません。第2回では、「労働条件通知書」について解説していきます。

### 法令で定められた書類

労働条件通知書は、新しく人を雇い自社で労働者として働いてもらう際や、雇用契約を更新する際に渡すことが義務付けられている大切な書類です。法的な根拠でいうと「労働基準法第15条」で規定されています。

なぜ渡さなくてはいけないのでしょうか。法律で義務付けられているから…というのはもちろんですが、主な目的として「労働者の権利保護」が挙げられます。労働者はこれから働く職場の労働条件（労働時間や賃金など）を書面で確認できるため、安心して働くことができます。

かにした書類を渡さなくてはなりません。第2回では、「労働条件通知書」について解説していきます。

防止」という観点でも重要です。曖昧な条件や口頭のみでの約束で働かせてしまうと、後々の「言つた・言わない」の水掛け論につながってしまいます。通知書という形式により、契約内容を明確化することでトラブルを未然に防ぐことができます。

ちなみに、雇用形態を問わず（正社員でもアルバイトでも）全ての労働者に渡す必要があります。

一方、相対的明示事項は、必ずではないものの条件について定めがある場合は記載しなくてはなりません。退職金制度の有無、休職に関する事項、表彰や制裁に関する事項などがあります。

### 罰則規定あります

少し固い言葉ですが、労働条件通知書にはこの2点を記載しなくてはなりません。まず、絶対的明示事項とは次の通りで必要です。

義務付けられていますので罰則規定があります。労働条件通知書を渡さなければ、記載に不備があつたりすると労働基準法違反になり、行政指導等の対象になります。また、内容に誤りがあると労働者とのトラブルになりますので、正確に記載しましょう。

冒頭で触れたように労働条件通知書は法令で定められた書類です。なぜ渡さなくてはいけないのか。その点を理解した上で、新しく従業員を雇つた際は必ず渡しましょう。

ある会社の新入社員が「労働条件通知書をいただけませんか？」と尋ねたところ「うちではそういうものは出していない」という、回答をした社長がいたとか…（その後、度重なる説得の上、労働条件通知書をいただくことができたとのことです）。

# 加盟店サーチへの登録はお済みですか？



お申し込みフォーム



<https://zpk.or.jp/form/kameiten/>

協会会員は、無料で協会ホームページに店舗情報を掲載できる「全国ペット協会加盟店サーチ」にご登録いただけます。協会のホームページページ上で、販売するペットの種類や住所などからお店の情報を検索できるサービスで、登録は簡単です。まずは、協会ホームページのフォームから店舗情報をご入力ください。

## Event Information

### ペット関連イベント情報

2025-2026

関連団体等のイベント情報です。展示会は取引先のみ入場可能なものがございますのでご注意ください。

#### 2026/1/11

**ドッグショー**  
**FCI 千葉インターナショナルドッグショー【予定頭数 800 頭】**  
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ  
千葉県長生郡長柄町ロングウッドステーション（インドア）  
047-363-5990

#### 2026/1/28、29

**展示会**  
**株森光商店 2026 年春夏商談会**  
株式会社 森光商店 ペットライフ事業部  
地場産くるめ  
03-5611-5511  
要事前申し込み

#### 2026/2/1

**ドッグショー**  
**FCI 神奈川インターナショナルドッグショー【予定頭数 800 頭】**  
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ  
あきる野市東京サマーランド太陽光発電駐車場（アウトドア）  
0463-53-1293

#### 2026/2/6

**試験**  
**家庭動物管理士認定試験（3級）**  
一般社団法人 全国ペット協会  
全 10 会場（札幌、仙台、埼玉、東京、浜松、名古屋、大阪、広島、福岡、鹿児島）  
03-6206-9684  
要事前申し込み

#### 2026/2/14

**アジリティー競技会**  
**FCI 東日本インターナショナルアジリティー競技大会**  
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ  
埼玉県比企郡・吉見総合運動公園  
090-1056-1699

#### 2026/2/21、22

**イベント**  
**Lovely にゃんフェスタ in 東京 2026**  
ラブリー・ペット商事株式会社  
東京ビッグサイト南 2 ホール

#### 2026/2/22

**キャットショー**  
**ZCC キャットショー（Lovely にゃんフェスタ in 東京 2026 内）**  
一般社団法人 全国キャットクラブ  
東京ビッグサイト南 2 ホール

#### 2026/3/1

**ドッグショー**  
**FCI 中部インターナショナルドッグショー【予定頭数 800 頭】**  
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ  
浜松市渚園キャンプ場（アウトドア）  
090-7859-2900

#### 2026/3/4、5

**展示会**  
**2026 春季オールペット用品フェア（東京）**  
日本ウェイン 株式会社  
TRC 東京流通センター第二展示場 E ホール  
072-636-1050（本社）  
044-330-6880（東京支店）  
要（別途招待状にてご案内）

#### 2026/4/2～4/5

**展示会**  
**第 15 回 インターペット東京**  
メッセフランクフルト ジャパン株式会社  
東京ビッグサイト  
※ 4 月 2 日はビジネス商談限定、一般来場不可

#### 2026/4/15、16

**展示会**  
**2026 春季オールペット用品フェア（大阪）**  
日本ウェイン 株式会社  
大阪マーチャンダイズ・マートビル  
072-636-1050（本社）  
044-330-6880（東京支店）  
要（別途招待状にてご案内）

#### 2026/4/15

**イベント**  
**【大阪】 ペット業界就職説明会**  
一般社団法人 全国ペット協会  
堺市産業振興センター「イベントホール」  
03-6206-9684  
要事前申し込み

#### 2026/4/20

**イベント**  
**【東京】 ペット業界就職説明会**  
一般社団法人 全国ペット協会  
東京都立産業貿易センター・台東館「4 階展示室」  
03-6206-9684  
要事前申し込み

#### 2025/4/24

**イベント**  
**【愛知】 ペット業界就職説明会**  
一般社団法人 全国ペット協会  
ウインクあいち「6 階展示場」  
03-6206-9684  
要事前申し込み

#### 2026/5

**試験**  
**家庭動物管理士認定試験（3級）**  
一般社団法人 全国ペット協会  
未定  
03-6206-9684  
要事前申し込み

#### 2026/5/10

**ドッグショー**  
**FCI 近畿インターナショナルドッグショー【予定頭数 700 頭】**  
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ  
彦根市 J K C 西日本彦根災害救助犬訓練施設（アウトドア）  
090-8207-2008

#### 2026/6/19～6/21

**展示会**  
**第 4 回 インターペット大阪**  
メッセフランクフルト ジャパン株式会社  
インテックス大阪



0歳～12歳11か月まで新規加入OK(終身で継続可能)

もうひとつの愛のカタチ

# 大切な“家族”にペット保険

動物医療には、

公的医療保険制度がありません。

人なら健康保険に加入していれば

診療費も薬代も通常1～3割負担ですが、

動物医療は100%自己負担となります。

万が一のことが起こったとき、

“うちの子”のために最良の選択ができるよう

ペット保険に加入される方が増えています！



通院から入院・手術まで幅広くカバー

## うちの子

[ペット医療費用保険]

通院 + 入院 + 手術

手術に特化した補償で保険料を抑えた

## うちの子 Light

[ペット手術費用保険]

手術 + 手術を含む連続した入院

※保険金は、支払限度額・支払限度日数(回数)等の補償範囲内でお支払いします。

コンタクトセンター新規専用ダイヤル

通話無料 **0800-111-1525**

ビジネスフォン・IP電話 [有料] **03-4235-5339**

受付時間

月～土 9:00-18:00

※日・祝休日・年末年始はお休み  
させていただきます

WEBからのお問合せ

当社WEBサイト内  
「各種お問合せ窓口」

アイペット 問合せ 検索  
<https://www.ipet-ins.com/contact/>

